

令和 5 年度

特別徴収義務者

指定番号 _____

村 民 稅 特別徴収のしおり
県 民 稅

川 内 村

川内村役場 住民課税務係

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
〒979-1292 電話 (0240) 38-2114

し お り の 内 容

第1 特別徴収のあらまし

第2 特別徴収事務取扱要領

第3 村民税・県民税の算出のしかた

特別徴収に係る給与所得者異動届出書（2枚複写・5部）

指定通知書（郵便局を利用する場合）

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

村県民税特別徴収への切替申請書

収納取扱金融機関名

指定金融機関

福島さくら農業協同組合

指定代理金融機関

東邦銀行

取扱代理金融機関

郡山信用金庫

取扱郵便局

仙台貯金事務センター

郵便番号 980-8794

口座番号

郡山 02110-9-960078

※郵便局での納付には手数料が掛りません。

令和5年度 村民税・県民税の 特別徴収について

村民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別なるご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

ついては、先般提出していただきました給与支払報告書による特別徴収税額を算出いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、氏名・住所に誤りがある場合はご連絡ください。

第1 特別徴収のあらまし

1. 村県民税の特別徴収とは（法321の3①）

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない村県民税を、6月から翌年5月まで12回にわたって、給与から差引いて納税義務者個人にかわって納めていただく制度を特別徴収といいます。

2. 特別徴収義務者とは（法321の4）

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

3. 特別徴収義務者指定の根拠

地方税第321条の4および川内村税条例第45条の規定によって、給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。

なお任意に指定取消の申し出や指定拒否はできないことになっております。

4. 特別徴収税額の納入義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法第321条の5および川内村税条例第46条の規定によって別添の「令和5年度給与所得等に係る村民税、県民税特別徴収税額の通知書」にもとづいて、月割額を毎月（6月から翌年の5月まで）給与の支払をする際、徴収して、徴収した翌月の10日（10日が日曜、祝祭日又は金融機関の休業日のときは、その翌日）までに納入する義務を負います。

5. 翌月10日の納期限までに納入しなかった場合（法326）

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金

額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納めなければなりません。（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。）

また、督促状が発せられると、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。（法331）

6. 紳税義務者が退職等で異動した場合（法321の5②③）

退職等（退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等）によって給与の支払を受けなくなった納税義務者については、異動理由の生じた翌月の分から納入する義務がありません。

ただし、このしおり綴込みの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して川内村役場住民課あて（翌月10日まで）提出していただいてから初めて徴収義務がなくなることになります。

7. その他（法321の6）

- (1) （税額の変更）特別徴収税額に誤りがあることを発見したとき、その他税額を変更する必要がある場合は「村県民税特別徴収税額変更通知書」を送付しますから、変更された月割額により徴収してください。なお、通知前に既に徴収済となった場合は、翌月分で相殺してください。
- (2) （審査請求について）納税者は「納税者への通知書」に記載された事項について不服がある場合には、通知書を受取った日の翌日から起算して、3カ月以内に村長に審査請求することができます。（法19）

第2 特別徴収事務取扱要領

1. 納税者への通知書交付

- (1) まず最初に同封いたしました「納税者への通知書」は、直ちに本人に交付してください。退職時（退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等）の理由によって交付できない者がある場合には、すみやかにその事由別紙「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載のうえ、交付できない「納税者への通知書」と併せてお返しください。
- (2) 「税額の変更通知書」を受取ったときは、「納税者への変更通知書」を直ちに本人に交付してください。
- (3) 紳税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、もし納税者がその全部、または一部を普通徴収の方法によって徴収されるよう3月15日までに川内村役場住民課または、税務署に申告書を提出している場合は、その所得について普通徴収となります。

2. 徴収税額の徴収及び納入方法

- (1) 徴収は当年6月より次年5月まで毎月、その月の（仮に6月5日支払の給与が5月分の給与であっても）給与支払の際、同封の「特別徴収税額の通知書」によってその月割額を徴収してください。
- (2) 特別徴収税額が均等割（年税額6,000円）のみ、および所得割額が均等割額に相当する金額以下の方については、最初の月（6月分）に全額を徴収してください。
- (3) 納入は「納入書」（裏面綴込）に徴収した金額を記入して、徴収した翌月の10日（10日が日曜、祝祭日又は金融機関の休業日のときはその翌日）までに表紙裏面に記載してある本村指定金融機関、または収納代理金融機関、および各指定郵便局に納入してください。

3. 給与所得者異動届出書の提出

- (1) 纳税者が退職等の事由により、給与の支払を受けなくなったために月割額の徴収ができなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して、川内村役場住民課宛、事由の発生したつど提出されますようご協力ください。
- (2) 纳税義務者が転勤のため、未徴収税額が生じたときは、転勤先で特別徴収できる場合を除き、一括特別徴収して納入くださるよう御配慮してください。
- (3) 12月1日から12月31日までの間に退職等のため給与の支払いをしなくなった場合は、納税義務者の申出があれば未だ支払われていない給与と退職手当等を合算

して、未徴収税額が少ない場合には、退職時に一括徴収して納入してください。

- (4) 1月1日から4月30日までの間に退職等のため給与の支払をしなくなった場合は、納税義務者の申出がなくても、まだ支払われていない給与と退職手当等を合算して、未徴収税額が少ない場合には退職時に一括徴収して納入してください。

第3 村民税・県民税の算出のしかた

1. 紳税義務のある者（地方税法第24条および第294条）

令和5年1月1日現在、川内村に住居を有する人（原則として住民基本台帳に記録されている人）で令和4年中に所得のあった人です。その後他市町村へ転出しても、その年度は最初課税した市町村へ全額納税（翌年5月まで）することになります。なお、令和5年1月1日現在川内村に住民登録がなくても実際に住居している場合は、地方税法第294条の3の規定により川内村で課税されます。

2. 紳税義務のない者（地方税法第24条の5および第295条）

- (1) 令和4年中に所得を有しなかった者。
- (2) 令和5年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
- (3) 令和5年1月1日現在、障害者、未成年者（平成17年1月2日以降に生まれた人）、寡婦又はひとり親で令和4年中の所得が135万円以下である人。

3. 税額の算出のしかた

$$\begin{aligned} & (\text{給与の収入金} - \text{給与所得控除}) - \text{所得控除} = \text{課税標準額} \\ & (\text{課税標準額} \times \text{村・県民税所得割の税率} - \text{税額控除}) + \text{均等割} = \text{年税額} \\ & \text{年税額} \times 1/12 + \text{割れない}100\text{円未満の端数} = 1\text{期（6月分）の月割額} \\ & \text{年税額} \times 1/12 = 2\text{期以降（7月分より翌年5月まで）の月割額} \\ & \text{ただし、均等割相当額（6,000円）以下は1期徴収} \end{aligned}$$

○特別徴収に係る給与所得者異動届出書

おてもとの税額通知書のなかに、退職・休職・転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった方がある場合には、毎月その月の中旬までに各個人毎本表を調整し（薄紙は控）厚紙を川内村役場住民課へ提出してください。

1. 川内村では、この異動届出書にもとづいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、直接本人宛税額通知書を発送して納めていただきます。
2. この届出が遅れますと、川内村の事務処理が遅れるばかりでなく、徴収台帳面で、貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり、滞納処分を受けたり、大変ご迷惑がかかります。
また、退職された方も、未徴収額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、できましたら理由の発生したつど提出してください。
3. 退職後の住所や、新しい勤務先がわかりましたらなるべくくわしくご記入ください。
4. 転勤先の事業所で、引き続き特別徴収する場合は、払込金融機関名及び住所地を記入してください。
(ただし川内村以外の区域については、最寄の銀行を指定してください。)
この場合必ず理由の発生したつどすみやかに届出ください。
5. 1月1日以降の退職者は必ず一括徴収してください。
(法321条の511)
6. 用紙の不足の場合は、
川内村役場 住民課税務係 電話 (0240) 38-2114へ
ご連絡ください。